

平成29年度 第2回 千葉県コンプライアンス委員会議の概要について

1 開催目的

東葛飾土木事務所における官製談合防止法違反事件への対応について、外部有識者から意見聴取するため。

2 開催日時

平成30年2月9日（金） 14時30分～16時40分

3 出席者

(1) 千葉県コンプライアンス委員会議*委員

眞田範行 弁護士、永吉盛雄 弁護士、若松弘之 公認会計士（安田博延 弁護士は欠席）

※ 千葉県コンプライアンス委員会議は、コンプライアンスを推進するにあたり、客観的かつ専門的な視点から、助言や検証を受けるため、平成21年11月27日に設置したもの。会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないことから答申や提言など合議体としての結論を出すものではない。

(2) 県

総務部：総務部長 小倉明、総務部次長 下川耕平

総務課 課長 穴澤幸男、副課長 牧野好二

行政改革推進課 課長 吉野美砂子、特別監察室長 新村理

県土整備部：県土整備部次長 清水生也、県土整備政策課長 生稲芳博、

建設・不動産課長 萬谷至康

4 概要

(1) 事案の概要説明

事務局から [資料1－(1)] により説明を行った。

(2) 実態調査について

事務局から [資料1－(2)] により説明を行い、調査対象や調査手法等について意見を伺ったところ、漏れのないよう丁寧に実施するよう発言があった。

(3) 再発防止に向けて

事務局から、[資料2－(1)(2)(3)(4)(5)]により、再発防止に向けて検討すべきものと考えられる項目とその現状について、説明を行った。

<委員からの主な発言>

(職員倫理に関すること)

- 県民の信頼を損なうことなく、職員が利害関係者と適切な関係を保って業務に取り組むことができるよう、利害関係者との間の禁止事項等について、条例などで具体的な内容や基準を定めるべき。
- 所属長の役割の明確化や意識付けの強化、一般職員における職員倫理の強化が図られるよう、推進体制や研修などを見直すべきである。

(内部牽制に関すること)

- 監察において、職員倫理の遵守のため取組なども確認していくべきである。

(情報への対応に関すること)

- 職員の関与が疑われる情報が寄せられた場合に適切に対応できるよう、談合情報対応マニュアルなどを見直すとともに、担当部局と総務部の役割分担や連携方法などを整理する必要がある。

(効果的な未然防止策の検討に関すること)

- 公共工事に係る官製談合防止法違反が繰り返し起きていることから、未然防止策の検討にあたっては、公共工事を発注している他部局の職員も含め、日常業務における外部とのやりとりの状況などを確認すべきである。

(4) 県の対応

コンプライアンス委員の意見を踏まえ、実態調査を進めるとともに、幅広く再発防止策の検討を進める。

5 次回の予定

3月下旬